

長野市ひとり暮らし高齢者友愛活動事業の見直しについて

長野市保健福祉部地域包括ケア推進課

70歳以上のひとり暮らし高齢者の孤独感をやわらげ、社会生活における自立を援助するとともに地域福祉の増進を図るため、ボランティア団体へ補助を行うもの (1)「ふれあい会食」 (2)「自宅訪問」

1 前回分科会(R4.12.26)のご意見

(1) 対象者要件の見直し

- ・現行の70歳から75歳へ引き上げ【ふれあい会食・自宅訪問共通】
- ・主な対象者を75歳以上の高齢者のみ世帯の世帯員とする。【ふれあい会食】

意見①「ひとり暮らし高齢者のみを対象だと参加しにくい人もいたので見直しに賛成」

(2) 補助対象の見直し

- 【ふれあい会食】
- ・食事の提供を前提としない集いに変更
- ・開催1回あたりの定額補助とし、食事以外の経費にも利用できるように変更

意見②「食費以外に補助金を充てることができるのはありがたい。」

意見③「参加人数に応じた段階的な定額補助を希望」

(3) 負担軽減への対応

【訪問】 民生委員と友愛活動ボランティアの訪問対象を整理する。

- 民生委員⇒集いや地域行事への参加が難しい人の見守りなど(年齢や世帯構成は問わない。)
- 友愛活動ボランティア⇒ひとり暮らし高齢者の見守りをし、その人が地域住民と交流を図れるよう、集いへの参加を促す。

(1)ふれあい会食 (名称変更予定)

	見直し前(ふれあい会食)	見直し後(食事の提供を前提としない集い)
対象者	70歳以上のひとり暮らし高齢者	75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上のみ世帯の高齢者
補助対象活動	70歳以上のひとり暮らし高齢者2名以上を対象者とした会食会の開催 (コロナ禍により、交流後の弁当の持ち帰りを特例で認めている。)	<u>75歳以上のひとり暮らし高齢者を含む、75歳以上のみ世帯の高齢者が5人以上参加する、食事の提供を前提としない集いの開催</u>
補助額	会食会における対象者の食事代 対象者1名について1食550円以内 上限:月に3回まで(年36回まで)	集いにおける活動経費[ちらしの印刷代、手指消毒薬代、茶菓子代、通信費(電話代)等] 参加人数が5人から14人以下 1回の開催あたり 1,500円 参加人数が15人以上 1回の開催あたり 2,500円 *参加人数に75歳未満は含まない。 上限:月に2回まで(年24回まで)

※ 注意点 特定の趣味や、スポーツのみのサークル活動等は対象外とする。

(2) 自宅訪問

高齢者の増加を見込み、ボランティアが行う友愛活動事業と民生委員による訪問の役割を明確にし、関連団体との意見交換を踏まえ進めていく。

友愛活動による訪問の概要

訪問に要する経費の補助:対象者1名につき10,000円(年額)

友愛活動(ボランティア)による訪問

(概要) ひとり暮らし高齢者の孤独感をやわらげるための訪問 (見守り、傾聴等)
* 困りごと相談については本人の了解のもと、民生委員等へつなぐ

活動例① ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、「お変わりないですか」と気軽に話しかける。

活動例② 地域かわら版を届けた足で、ひとり暮らし高齢者の話相手になる。

活動例③ 畑で採れた野菜をお裾分けするため、ひとり暮らし高齢者宅を伺い、調理方法を教わる。

活動例④ ひとり暮らし高齢者が敷地内の雪かきに困っている様子であったのでお手伝いし、話相手になる。

民生委員による訪問の概要

民生委員による訪問

(概要) 連絡を受けて安否確認をするための訪問や、気がかりな住民への訪問 など

また、集いを開催する団体や他のボランティア団体が訪問を行い、ボランティア団体の活動を推進していくことにより、「見守り合う」活動、地域でのつながりを推進していく。

(1) ふれあい会食 ～ 「ふれあい会食」から、食事の提供を前提としない「集い」へ ～

○公平性

対象がひとり暮らし高齢者に限定されないため、従来の事業に比べ多くの高齢者が参加できる。

○感染症や食中毒などのリスクの低減

食事の提供を前提としないため、感染症等のリスクが低くなる。

また、食事の用意がないため開催や参加がしやすくなる。

○補助金の活用範囲の拡大

食事以外の必要経費に補助金を充てることができる。

●前期高齢者の参加のしにくさ

対象年齢の引き上げにより、70歳から74歳までの高齢者は参加しにくくなる可能性がある。

●補助額

対象範囲の変更により、従来に比べひとり当たりの補助額が少なくなる。

(2) 自宅訪問

○地域でのボランティア活動の醸成が図られる。

●民生委員とボランティア団体との連携を図る必要がある。

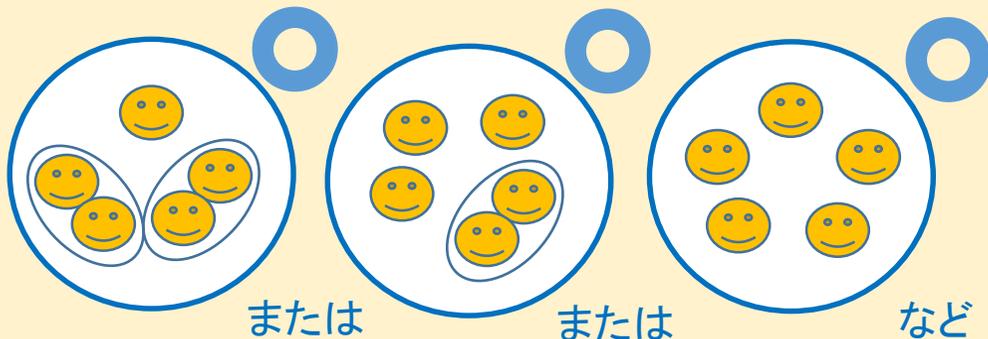
【参考1】 ふれあい会食見直し後の補助額イメージ

	見直し前(対象者分の食事代のみ補助)		見直し後(会全体に定額補助)	
例1	75歳ひとり暮らし 3人	550円 × 3 (人) = 1,650円	75歳ひとり暮らし 3人 75歳以上 2人暮らし 2人 (計 5人)	5人以上 1,500円/回
例2	75歳ひとり暮らし 3人	550円 × 3 (人) = 1,650円	75歳ひとり暮らし 3人 75歳以上 2人暮らし 2人 その他75歳以上 10人 (計15人)	15人以上 2,500円/回
例3	75歳ひとり暮らし 10人	550円 × 10 (人) = 5,500円	75歳ひとり暮らし 10人 75歳以上 2人暮らし 3人 その他75歳以上 2人 (計15人)	15人以上 2,500円/回
例4	75歳ひとり暮らし 15人	550円 × 15 (人) = 8,250円	75歳ひとり暮らし 15人 75歳以上 2人暮らし 10人 その他75歳以上 5人 (計30人)	15人以上 2,500円/回

※見直し後は、75歳以上ひとり暮らし及び75歳以上のみ世帯の高齢者が5人未満は補助対象外
 ※趣味活動やスポーツ、体操・レクリエーションによる介護予防活動を目的とした団体は補助対象外

【補助金交付の基本】

75歳以上ひとり暮らし+75歳以上のみ世帯の合計人数が5人以上



- 75歳以上ひとり暮らし
- 75歳以上のみ二人暮らし
- 75歳未満ひとり暮らし
- 75歳以上と75歳未満の二人暮らし

対象者

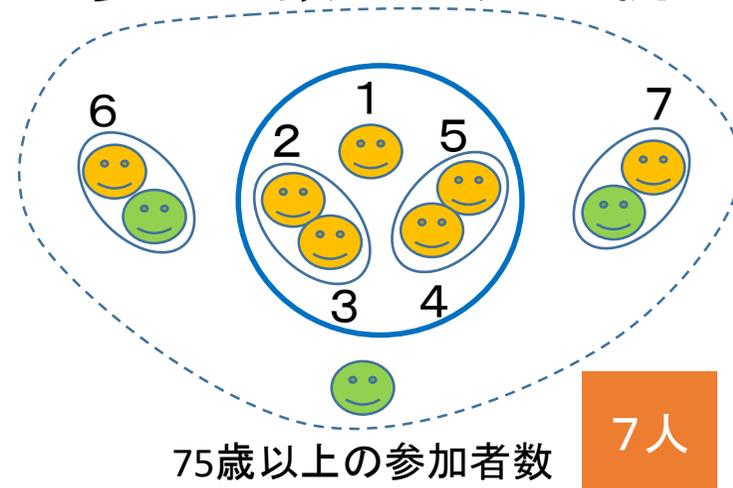
【対象とならない例】



合計人数が補助金交付の基本の5人に満たない場合

75歳以上ひとり暮らしが含まれていない場合

参加人数のカウント例



1 ふれあい会食 1回あたりの参加人数調べ(令和3年度実績より調査)

※人数は対象者のみの計上であり、ボランティアは含んでいない。

※年間を通し、参加人数が最多であった会食会の参加人数で調査

	実施なし	2~4人	5~9人	10~14人	15~19人	20~29人	30~39人	40人以上
団体数	43団体	9団体	27団体	20団体	15団体	6団体	0団体	1団体

| ←参加者2人から14人の団体が全体の72%→ | (実施なしを除く)